

保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務プロポーザル方式選定委員会設置要領

(設置)

第1条 保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に行うため、保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務プロポーザル方式選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務のプロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数等配分等）に関すること。
- (3) 提案内容の審査及び評価に関すること。
- (4) 審査結果の公表に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保育幼稚園課長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって宛てる。
 - (1) デジタル支援課長
 - (2) 情報政策課長
 - (3) 保育入所係長

(委員長)

第4条 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が適当と認める者がその職務を代理する

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の事務を処理するため、子ども未来部保育幼稚園課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。